

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年1月30日(2020.1.30)

【公開番号】特開2019-202081(P2019-202081A)

【公開日】令和1年11月28日(2019.11.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-048

【出願番号】特願2018-100993(P2018-100993)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 D

A 6 3 F 5/04 5 1 6 F

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月16日(2019.12.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数種の絵柄が周方向に付された複数の周回体と、

操作された場合に各前記周回体の周回が開始される始動操作手段と、

操作された場合に各前記周回体の周回が停止される停止操作手段と、

前記始動操作手段の操作に基づき、遊技者に特典を付与するか否かの抽選を行う抽選手段と、

を備える遊技機であって、

遊技状態として、通常遊技状態と、当該通常遊技状態よりも遊技者にとって有利な第1特定遊技状態とを設け、

前記第1特定遊技状態に含まれる状態として、当該第1特定遊技状態における他の状態よりも遊技者にとって有利な第2特定遊技状態が設定されており、

通常遊技状態において、前記第1特定遊技状態へ移行させるか否かの第1移行抽選を実行し、当該第1移行抽選の抽選結果が前記第1特定遊技状態へ移行させることに対応する結果であるに基づいて、前記第1特定遊技状態へ移行させる第1特定移行手段と、

前記第2特定遊技状態へ移行させるか否かの第2移行抽選を実行し、当該第2移行抽選の抽選結果が前記第2特定遊技状態へ移行させることに対応する結果であるに基づいて、前記第2特定遊技状態へ移行させる第2特定移行手段と、

前記第2特定遊技状態において、当該第2特定遊技状態の所定の終了条件が成立するまでの残数を把握する第1把握手段と、

前記第1特定遊技状態の実行回数及び前記第1特定遊技状態にて増減した遊技媒体の増減数の少なくとも一方を把握する第2把握手段と、

前記第1把握手段により把握される残数に基づいて、前記第2特定遊技状態を終了させる第1終了手段と、

前記第2把握手段にて把握される前記実行回数が予め定められた上限回数に達したこと及び前記増減数が上限増加数に達したことの少なくとも一方に基づいて、前記第1把握手段により把握される前記残数に関わらず、前記第2特定遊技状態を含む前記第1特定遊技状態を前記通常遊技状態へ移行させる第2終了手段と、

予め定められた特定条件が成立したことにに基づいて、前記第2特定遊技状態の増加処理

を実行可能な増加手段と、

前記第2把握手段により把握される前記実行回数と、前記第1把握手段により把握される前記残数との合計が前記上限回数に達している、又は前記第2把握手段により把握される増減数と、前記第1把握手段により把握される前記残数に基づく予定増減数との合計が前記上限増加数に達している特定状況において前記特定条件が成立したことに基づいて、又は前記特定条件の成立に基づく前記増加処理を行うことにより前記特定状況となることに基づいて、前記増加処理に基づく事象とは異なる事象であって、遊技者に有益となり得る特定事象を生じさせることが可能な特定事象実行手段と、  
を備えていることを特徴とする遊技機。

#### 【請求項2】

前記第2終了手段は、前記実行回数が前記上限回数に達した場合、前記増減数が前記上限増加数に達していないても前記第1特定遊技状態を前記通常遊技状態へ移行させ、前記増減数が前記上限増加数に達した場合、前記実行回数が前記上限回数に達していないても前記第1特定遊技状態を前記通常遊技状態へ移行させることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

#### 【請求項3】

前記特定事象実行手段は、

前記第2把握手段により把握される前記実行回数と、前記第1把握手段により把握される前記残数との合計が前記上限回数に達している第1特定状況において前記特定条件が成立したことに基づいて、又は前記特定条件の成立に基づく前記増加処理を行うことにより前記第1特定状況となることに基づいて、前記増加処理に基づく事象とは異なる事象であって、遊技者に有益となり得る第1特定事象を生じさせることが可能な第1実行手段と、

前記第2把握手段により把握される前記増減数と、前記第1把握手段による前記残数に基づいて把握される当該残数に対応する予定増減数との合計が前記上限増加数に達している第2特定状況において前記特定条件が成立したことに基づいて、又は前記特定条件の成立に基づく前記増加処理を行うことにより前記第2特定状況となることに基づいて、前記増加処理に基づく事象とは異なる事象であって、遊技者に有益となり得る第2特定事象を生じさせることが可能な第2実行手段と、  
を備えていることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の遊技機。

#### 【請求項4】

前記増加処理が行われる場合の前記特定条件は、前記抽選手段による抽選結果が予め定められた特別結果であることにに基づいて成立し得るものであり、

前記特別結果の種類に応じて前記増加処理が行われる場合の前記特定条件の成立確率が異なるものであり、

前記増加処理が行われる場合の前記特定条件の成立確率が高くなる種類の前記特別結果ほど、前記特定事象が生じる場合の前記特定条件の成立確率が高くなり易いことを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1に記載の遊技機。

#### 【請求項5】

前記第2特定遊技状態として、第1所定状態と当該第1所定状態とは異なる第2所定状態を含む複数種類の所定状態が設定されており、

前記増加処理が行われる場合の前記特定条件は、前記抽選手段による抽選結果が同じ種類の前記特別結果であっても、前記第1所定状態と前記第2所定状態とでは成立確率が異なるものであり、

前記第2特定遊技状態において、前記増加処理が行われる場合の前記特定条件の成立確率が高くなる所定状態ほど、前記特定事象が生じる場合の前記特定条件の成立確率が高くなり易いことを特徴とする請求項4に記載の遊技機。

#### 【請求項6】

前記特定状況で前記特定条件が成立した場合、又は前記特定条件の成立に基づいて前記増加処理が行われることにより前記特定状況となる場合、当該特定条件の成立に基づいて前記増加処理が行われた場合に増加される残数に対応する増加情報を、増加情報記憶手段

に記憶させる記憶手段を備え、

前記特定事象実行手段は、前記増加情報記憶手段に記憶されている前記増加情報に基づいて前記特定事象を生じさせることができることを特徴とする請求項1乃至5のいずれか1に記載の遊技機。

#### 【請求項7】

前記増加情報記憶手段に記憶されている前記増加情報は、少なくとも前記第1特定遊技状態が終了するまで記憶されるものであって、当該増加情報が記憶されている状況で、新たに、前記特定状況で前記特定条件が成立した場合、又は前記特定条件の成立に基づいて前記増加処理が行われることにより前記特定状況となる場合、当該特定条件の成立に基づいて前記増加処理が行われた場合に増加される残数に対応する増加情報を、記憶済みの前記増加情報に加算して更新可能であり、

前記特定事象実行手段は、前記第1特定遊技状態が終了する場合、前記増加情報記憶手段に記憶されている前記増加情報に基づいて前記特定事象を生じさせることができることを特徴とする請求項6に記載の遊技機。

#### 【請求項8】

前記特定事象実行手段は、前記特定条件が成立したことに基づく前記特定事象を、当該特定条件が成立した前記第1特定遊技状態の終了後における前記通常遊技状態中に生じさせることができることを特徴とする請求項1乃至7のいずれか1に記載の遊技機。

#### 【請求項9】

遊技状態が前記通常遊技状態から前記第1特定遊技状態へ移行することに基づいて、又は遊技状態が前記通常遊技状態から前記第1特定遊技状態へ移行し、所定の開始条件が成立することに基づいて特定報知手段を点灯状態とすることにより報知を開始し、当該第1特定遊技状態が前記通常遊技状態へ移行することに基づいて前記特定報知手段を消灯状態とすることにより報知を終了する特定遊技状態報知手段を備え、

前記特定遊技状態報知手段は、前記第2終了手段により前記第1特定遊技状態を前記通常遊技状態へ移行させる場合であっても前記特定報知手段を前記消灯状態とすることにより報知を終了することを特徴とする請求項1乃至8のいずれか1に記載の遊技機。

#### 【請求項10】

前記特定状況は、前記第2把握手段により把握される前記実行回数が前記上限回数よりも少ない特定回数であり、少なくとも当該特定回数と前記上限回数との差分は継続する状態となる状況、又は前記第2把握手段により把握される増減数と、前記第1把握手段により把握される前記残数に基づく予定増減数との合計が前記上限増加数よりも少ない特定増加数であり、少なくとも当該上限増加数と前記合計との差分の増加が予定される状態となる状況を含むことを特徴とする請求項1乃至9のいずれか1に記載の遊技機。

#### 【請求項11】

前記抽選手段による抽選結果が予め定められた特別結果である場合に前記第2特定遊技状態の増加処理を実行することの増加判定を実行する増加判定手段を備え、

前記特定条件は、前記増加判定手段の判定結果に基づいて成立するものであり、

前記特定事象実行手段は、前記抽選手段による抽選結果が前記特別結果である場合に、又は前記特別結果に基づく前記増加処理を行うことにより前記特定状況となる場合に、前記特定事象を生じさせることができることを特徴とする請求項1乃至10のいずれか1に記載の遊技機。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、

複数種の絵柄が周方向に付された複数の周回体と、

操作された場合に各前記周回体の周回が開始される始動操作手段と、  
操作された場合に各前記周回体の周回が停止される停止操作手段と、

前記始動操作手段の操作に基づき、遊技者に特典を付与するか否かの抽選を行う抽選手段と、

を備える遊技機であって、

遊技状態として、通常遊技状態と、当該通常遊技状態よりも遊技者にとって有利な第1特定遊技状態とを設け、

前記第1特定遊技状態に含まれる状態として、当該第1特定遊技状態における他の状態よりも遊技者にとって有利な第2特定遊技状態が設定されており、

通常遊技状態において、前記第1特定遊技状態へ移行させるか否かの第1移行抽選を実行し、当該第1移行抽選の抽選結果が前記第1特定遊技状態へ移行させることに対応する結果であるに基づいて、前記第1特定遊技状態へ移行させる第1特定移行手段と、

前記第2特定遊技状態へ移行させるか否かの第2移行抽選を実行し、当該第2移行抽選の抽選結果が前記第2特定遊技状態へ移行させることに対応する結果であるに基づいて、前記第2特定遊技状態へ移行させる第2特定移行手段と、

前記第2特定遊技状態において、当該第2特定遊技状態の所定の終了条件が成立するまでの残数を把握する第1把握手段と、

前記第1特定遊技状態の実行回数及び前記第1特定遊技状態にて増減した遊技媒体の増減数の少なくとも一方を把握する第2把握手段と、

前記第1把握手段により把握される残数に基づいて、前記第2特定遊技状態を終了させる第1終了手段と、

前記第2把握手段にて把握される前記実行回数が予め定められた上限回数に達したこと及び前記増減数が上限増加数に達したことの少なくとも一方に基づいて、前記第1把握手段により把握される前記残数に関わらず、前記第2特定遊技状態を含む前記第1特定遊技状態を前記通常遊技状態へ移行させる第2終了手段と、

予め定められた特定条件が成立したことにに基づいて、前記第2特定遊技状態の増加処理を実行可能な増加手段と、

前記第2把握手段により把握される前記実行回数と、前記第1把握手段により把握される前記残数との合計が前記上限回数に達している、又は前記第2把握手段により把握される増減数と、前記第1把握手段により把握される前記残数に基づく予定増減数との合計が前記上限増加数に達している特定状況において前記特定条件が成立したことにに基づいて、又は前記特定条件の成立に基づく前記増加処理を行うことにより前記特定状況となることにに基づいて、前記増加処理に基づく事象とは異なる事象であって、遊技者に有益となり得る特定事象を生じさせることが可能な特定事象実行手段と、  
を備えていることを特徴とする。